

周南市誕生20周年記念映像制作業務仕様書

【業務名】

周南市誕生20周年記念映像制作業務

【業務の目的】

周南市（以下、本市）は平成15年4月21日に、旧徳山市・旧新南陽市・旧熊毛町・旧鹿野町が合併して誕生し、令和5年4月21日に市制20周年を迎えた。合併から今までの歴史を映像や写真を用いて振り返り、本市がこれからもますます発展していく希望のイメージを持つことができる映像を制作し、周南市のさらなる認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

【履行期間】

契約締結日から令和5年9月29日まで

【履行場所】

周南市

【動画制作の仕様】

業務の目的を達成することができる映像の制作に必要な業務および企画立案や資料収集など、それに付随する業務一式を、次の仕様に則り実施すること。

1. 映像は次の時間・本数・作成イメージで制作すること。

動画時間・本数	内容のイメージ・動画の使用想定
①5分程度 手話挿入版：1本 手話未挿入版：1本	■内容のイメージ <ul style="list-style-type: none">● 主に周南市の誕生からの歴史に焦点を当て、過去を振り返りながら、未来に向けて進んでいくポジティブで希望ある様子を表現した動画とすること。● 一部の地域に偏らず、市内全域に着目した内容とすること。● ナレーションを流し続けるなど単調な構成にせず、序盤・クライマックスに盛り上がりをつけ、視聴者が飽きることなく最後まで視聴することが可能な、メリハリのある動画を制作すること。● 周南市誕生20周年記念事業終了後も、周南市の魅力を伝えることができる本市のプロモーション動画として活用できる内容とすること。● 聴覚に障害がある人向けに手話を挿入したものを1本、挿入しないものを各1本、計2本作成すること（動画の内容は同一で可）。 ■動画の使用想定 <ul style="list-style-type: none">● 10月開催予定の記念式典にて披露後、SNSなどを利用したインターネット配信や各種イベントなどで本市のプロモーションのために使用する。

<p>② 1分：1本 （ダイジェスト版：15秒）</p>	<p>■内容のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周南市の現在に焦点を当て、周南市の今を紹介しながら、未来に向けて進んでいくポジティブで希望ある様子を表現した動画とすること。 ● 市内外で実施されるシティプロモーションイベント、各種会議や式典等での市の紹介、移住を検討する方へ対するPRなどで、周南市の魅力を伝えることができる周南市のPR動画として活用することができるようにすること。 ● ダイジェスト版として15秒に再編集した動画をあわせて作成すること。 <p>■動画の使用想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SNSなどを利用したインターネット配信や各種イベントなどで本市のプロモーションのために使用する。 ● 15秒に再編集したダイジェスト版は、市庁舎や徳山駅南北自由通路等のデジタルサイネージ、SNSを利用した発信などで、周南市のPR動画として使用する。
<p>③ 1分：3本 （ダイジェスト版：各15秒×3本）</p>	<p>■内容のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の3コンセプトに従い、各コンセプトに特化したインパクトある内容の動画とすること。 ● ダイジェスト版としてそれぞれ15秒に再編集した動画をあわせて作成すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光編…歴史・自然・観光スポットなどに着目し、周南市の観光資源を紹介し、交流人口の増加に効果的な内容とする。 2. 移住編…主に中山間地域に着目した「田舎暮らし」を求める移住検討者に効果的な内容とする。 3. グルメ編…しゅうなんブランド認定品を用い飲食物に特化した内容で、ふるさと納税や交流人口の増加に効果的な内容とする。 <p>■動画の使用想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SNSなどを利用したインターネット配信や各種イベントなどで本市のプロモーションのために使用する。 ● 15秒に再編集したダイジェスト版は、市庁舎や徳山駅南北自由通路等のデジタルサイネージ、SNSを利用した発信などで、周南市のPR動画として使用する。

1. 映像はアスペクト比16：9、撮影画質は4K以上（必要に応じ、ダウングレードすることは認める）とし、動画投稿サイト「YouTube」へのアップロードを前提として制作すること。

2. 映像に使用する映像・写真などは、地域・時代をまんべんなく使用し、本市全域の市民が視聴することを意識して制作すること。
3. 映像はテロップやBGM、ナレーションなどを活用し、全ての市民に対し、わかりやすく、視聴を楽しめ、かつ印象的な内容とすること。
4. 重要事項の取り扱いが生じた場合は、情報漏えいなどが発生しないよう本市と協議し、十分な対応策と緊急時の体制を整備すること。
5. 動画は、いずれも日本語を主言語として作成すること。

【動画素材の提供】

1. 映像を制作するにあたり、本市が所有する写真・動画が必要な場合には、本市と協議の上、それを使用することができる。

【承認なき再委託の禁止】

1. 動画制作に関する一切の業務は、全て受注者が行うこと。委託業務の全部または一部を第三者に委託する必要がある場合は、事前に本市と協議を行い承諾を得ること。

【著作権】

1. 映像に使用する映像・写真・出演者などは、肖像権や著作権など各種権利の許諾を得たものを使用すること。
2. 納品された映像・画像の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。
3. 成果品は本市が制作・利用するホームページやSNSなどの各種情報媒体や各種イベントなどで、随時使用・複製が可能なものとする。

【成果品の納品】

1. 成果品として、次のものを納品すること。
 - ① メディア…DVDディスク50枚・ブルーレイディスク10枚
メディアは家庭用DVDプレイヤーで再生できる形式で制作すること。
 - ② 電子データ…mp4形式など、動画投稿サイト「YouTube」にアップロード可能な保存形式

【その他定めのない事項の協議】

運用上の仕様について、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者の協議により決定する。